

がん患者医療用ウィッグ 購入費助成について

がんになっても、これまでどおり安心して暮らし続けられる社会を構築するため、がん患者の治療と就労、社会参加等との療養生活の質の向上に向け、がんの治療に伴う外見の悩みに対して支援することを目的として、医療用ウィッグの購入費用の一部を助成しています。



対象者：(1)～(4)の要件をすべて満たす者 ※申請は1人につき1回限りです。

- (1) ウィッグを購入した日及び申請日のいずれにおいても輪之内町に住所を有する者
- (2) がんの治療（手術、薬物治療、放射線治療等）を受けた者又は現に受けている者
- (3) がんの治療に伴う脱毛により、治療と就労、社会参加等との両立に支障が出る、又は出るおそれのある者
- (4) 申請を行うウィッグについて、他の自治体（岐阜県は含まない）の助成を受けていないこと

助成額：がん患者の医療用ウィッグ（全頭用）及び装着に必要な頭皮保護用のネットの購入費の半額（上限1万円、千円未満の端数は切り捨て）
※付属品（クシ、クリーナー等）や購入にかかった経費（送料、振り込み手数料等）は対象外

手続き：保健センターに以下の書類を持って購入した日より6か月以内に手続きを行ってください。

手続きに必要なもの

- ・輪之内町がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業申請書
 - ・輪之内町がん患者医療用ウィッグ購入費助成金請求書
 - ・領収書（ウィッグ購入費用の額が確認できるもの）
- ※宛名、購入日、購入金額、金額内訳、全頭用ウィッグであること、領収書発行者の記載があるもの
- ・診療明細書などががんの治療を受けていることが分かる書類
 - ・住民票（申請日から3か月以内で、医療用ウィッグ購入日に輪之内町内に住所を有していることが確認できるもの。マイナンバーの記載不要）
 - ・振込先の分かるもの（通帳など）
 - ・印鑑（スタンプ式でないもの）



問い合わせ先 輪之内町保健センター ☎69-5155